

# 埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

## The Overview of The Research Misconducts in Japan : From The News-Stories(Part2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-07-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/607">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/607</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

## — 新聞報道記事から（その2）—

### The Overview of The Research Misconducts in Japan

— From The News-Stories (Part 2) —

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

#### はじめに

筆者は拙稿（文献(1)、以下「概観（その1）」と略記）で、手許に保存してある研究不正などの新聞記事等のうち、1997年10月から2003年末までのものを整理することによって、研究不正等の概観を与えることを試みた。これらの記事は、主として大学・短期大学・高等専門学校および理化学研究所のような公的研究機関に関するものである。概観（その1）に引き続き本稿では、主に2004～2005年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防について考えるさいの参考資料として供したい。

#### 研究不正（ミスコンダクト）等の概観

整理した結果の概要は表1の通りである。件数は合計198件であるが、いくつかの事例は異なる種類の研究不正等が認定されているため重複カウントされている。また、例えばセクハラは被害者に配慮して公表されないことが多く、公表されても匿名の場合が多いため、また、他にも件数を数えにくいものが少なくないため、表1の件数は概数である。

本稿の主な関心は研究不正であるため、以

表1：研究不正等の事案件数（2004～2005）

研究不正等の種類	件数	割合(%)
捏造・偽造・盗用	10	5.1
その他の研究不正	10	5.1
アカハラ	14	7.1
セクハラ	35	17.7
不適切な実験管理	7	3.5
研究費不正	15	7.6
医師の名義貸し	51	25.8
無届け兼業など	—	—
法律・条例違反	32	16.2
医療ミスなど	9	4.5
その他	15	7.6
合計	198	100

(注) (1) 主に筆者が持っている2004～2005年の新聞記事等をもとに作成。(2) 表の合計198件は延べ件数である。例えば、捏造・偽造（改竄）・盗用と、その他の研究不正との重複1件、メンタリングとの重複2件、アカハラとの重複1件、名誉著者との重複1件、研究費不正との重複1件があったので、合計では6件多くカウントされている。同様に、その他の研究不正とアカハラとの重複1件、アカハラとセクハラとの重複5件、セクハラと研究費不正の重複2件、セクハラとその他の重複1件、研究費不正とその他の重複1件である。(3) より詳しくは、捏造・偽造・盗用については表2を、その他の研究不正については表3を、アカハラについては表4を、それぞれ参照せよ。

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : Research Misconduct, Fabrication, Falsification, Plagiarism

下では、それに関わりの深いものを中心に概観し、他は簡単に触れるに留める。

### 重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

重大な研究不正については「表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例」にまとめてある。

(1) 事例1は、財団法人・若狭湾エネルギー研究センターの研究者が、財団ホームページで発表した論文で記者の著書を盗用（無断利用）した、引用を明記したのは1カ所だけだった、というものである。研究者は記者に謝罪し、論文を削除した。

(2) 事例2は、信州大学・教育学部・I教授(57)が、教え子の大学院生のレポートを盗用して、学会発表や論文発表を行ったというものである。信州大学が調査した結果、大学院生4人に代講依頼9回、女子大学院生に「不適切な言動」等も判明した。信州大学はI教授に停職6カ月の懲戒処分を行った。

(3) 事例3は、コスモ石油研究所の元部門長が元研究員T氏の研究成果を盗用して1994年に工学博士号を取得したと主張して、T氏が提訴したというものである。T氏は2000年4月以降、盗用の指摘を3回行ったが、京都大学側は盗用を否定する回答を繰り返したので提訴したということであるから、京都大学における研究不正への対処が不適切だった可能性がある。裁判の決着は不明である。

(4) 事例4は、理化学研究所・脳科学総合研究センターの研究チームリーダー（40代）が、期待通りの結果が出なかったため部下に指示してデータの一部を除外したうえ別のデータを加えて期待通りの結果を得たので論文を投稿し、2001年に雑誌掲載されたというものである。記事の見出しは「理研リーダー

データ操作指示 再解析し論文発表」となっており、識者のコメントでは研究不正の疑いが示唆されていたが、続報などが何もなかったとすれば奇妙なことである。

(5) 事例5は、理化学研究所の副主任研究員と研究員（5年契約、若手・女性）が3論文でデータ改ざんを行ったというものである。理研は、内部告発を受けて調査を行い、論文「取り下げ」を勧告したが、副主任研究員に続いて女性研究員も退職した（懲戒処分の有無は不明）。問題の3論文は「取り下げ」手続きが進められた。

(6) 事例6は、大阪大学・大学院・医学系研究科の研究チーム（S教授・T教授ほか学生＝医学部6年生を含む計14人）による2004年論文（学生が第1著者）に研究不正があり、論文「取り下げ」を行ったというものである。共同研究者が2005年3月に疑問を指摘したことがきっかけで調査され、実験を担当した学生が不正を認めた。

学生が著者になった論文は8本あり（うち3本は未発表）、うち1本は上に記したものである。2004年の別の論文（学生が第1著者）は、実験サンプルの採り方に問題があり、通常なら訂正を行うところ、厳しく対処して論文「取り下げ」を行った。未発表の3論文も捏造などの疑いがあり、また、残りの3論文は、学生が実験などに関わっていないのに著者に名を連ねる「名誉著者」だった。名誉著者の件で関係教員らが口頭注意を受けた（未公表）。なお、T教授は研究費名目で学生から寄付金・計600万円を受領したが、うち200万円は大学に未届けだった。

大阪大学はこの件で次のような処分を行った：停職14日：教授1人、停職1カ月：教授1人、嚴重注意：学生、戒告：特別研究員1

表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	2003年5月	財団法人・若狭湾エネルギー研究センター	不正行為者の職位など 研究員	盗用（無断利用）	謝罪、論文削除	20040107朝W、ホームページ発表の論文で記者の著書を無断利用、引用と明記したのは1カ所だけ
2	1995年（学会発表）、1996年（論文発表）	信州大学・教育学部	教授・I（57、英語教育学）	盗用など	停職6カ月	20040206朝W・読W・毎W、大学院生のリポート176行のうち92行を盗用、他に大学院生4人に代講依頼9回、女子大学院生に「不適切な言動」
3	1994年頃（盗用）	コスモ石油研究所	部門長（男性）	盗用（著作権侵害）	提訴（学位論文閲覧差し止め、博士号取り消し、損害賠償）	20040615毎W、原告はコスモ石油研究所の元研究員T、元上司の部門長がTの成果を盗用して工学博士号取得、盗用を指摘したが京都大学は盗用を否定
4	1999年（論文掲載）2001年（発表）	理化学研究所・脳科学総合研究センター	研究チームリーダー（40代）	研究不正の疑い（データ操作を指示）	—	20041118毎W、期待通りの結果が出なかったため部下に指示してデータの一部を除く別のデータを加えて期待通りの結果を得たので論文投稿
5	1998～2003年（発表）	理化学研究所	副主任研究員（男性）、研究員（5年契約、若手、女性）	研究不正（3論文でデータ改ざん）	退職2人、論文の取り下げ（手続き中）	20041224朝W・毎W、理研は内部告発を受けて調査、論文取り下げを勧告（9月）、副主任は9月に女性研究員は10月に退職、厳重注意（上司3人）
6	2004年5月頃	大阪大学・大学院・医学系研究科	教授・S、教授・Tほか計14人（医学部6年生含む）	研究不正（実験データ捏造など）メンタリング	論文取り下げ、停職2人、論文の取り下げ（手続き中）	20050519読W・朝W・毎W、20読W、28朝W、20060215朝W・読W・毎W、16朝W、21毎W、0530朝W、20081226朝W・27毎W
7	1998～2004年（発表）	東京大学・大学院・工学系研究科	教授・T、助手・K	研究不正（捏造、調査中（資料提出再実験を要請））	調査中（資料提出再実験を要請）	20050913朝W・毎W、14読W、1229毎W・読W、実験に再現性がないと疑問が相次ぎ2005年4月に日本RNA学会が東大に調査を依頼、対象は12論文
7 (補記)	2002～2004年（発表）	産業技術総合研究所・ジェンファンクショナルセンター（東大兼務）	センター長・T、協力研究員・K	研究不正（捏造、10論文）	論文取り下げ勧告、特許取り下げ等の検討など勧告	20050922産総研W、1202産総研W・朝W、20060303産総研W、論文9件で不正の疑いあり、Tは研究管理責任を果たさずと判断、取り下げ勧告
8	2002年3月（盗用）	京都大学・大学院・農学系研究科	教授（60、男性）	研究不正（論文盗用）、アカハラ（研究妨害など）	停職3カ月、論文抹消（林業経済学会）	20051220毎W、21朝W、学会で女性助手の論文からの盗用が問題になったのが発端で発覚、調査委員会は研究成果採取・論文作成妨害・嫌がらせを認定
9	2004年1月と5月	東北旧石器文化研究所	副理事長・F（現在別名）	捏造（石器など）	東北旧石器文化研究所の解散、他の	20040124読W・毎W、26毎W、0522読W・毎W、研究所が1月に解散、日本考古学協会の前・中期旧石器問題調査研究特別委員会が最終報告後に解散
10	1999～2000年（出版）	中央大学・法学部・日本比較法研究所	教授・元所長・K（67、英米契約法）	盗用（疑惑）	職務停止3カ月、問題の2著作を絶版	20040212朝W・読W、2著作で盗用（複数箇所）で引用を明記せず、表現酷似数十カ所など、被害者の指摘で発覚、Kは3学会の理事を辞任

(注記) (1) 表2における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「20030801朝」と、日経新聞の夕刊に掲載された記事の場合は「日経夕」と記している。「W」は新聞社HP（ホームページ）掲載記事である。「20030901毎W、1003朝W、23毎W」となっている場合は、2003年9月1日朝日新聞のHP掲載記事と、同年10月3日の朝日新聞の朝日新聞のHP掲載記事と、同年10月23日の毎日新聞のHP掲載記事である。大学や研究所のホームページに掲載されたプレスリリース等については「20060303産総研W」等と略記している。(2) 表の事例7（追記）は整理の都合で1件扱いたが機関別に記した。

人。教授2人と特別研究員は、研究の指導・監督（メンタリング）が不適切・不十分だった責任を問われたものである。また、学生は、厳重注意に留まらず、特別に「医学倫理教育プログラム」を受けることになった。

大阪大学の調査で、実験担当の学生が実験データの捏造・改竄を行ったこと、実験用の遺伝子改変マウスは実は存在しなかったこと、実験ノートがなかったこと、パソコンで論文掲載用の画像を不正に加工したこと等が判明したということである。研究指導者は学生にどのように接していたのだろうか。指導者のメンタリング（教育・指導・監督・研究管理）責任が問われたのは、もっともなことである。

なお、学生は後に、学生が1人でデータ改竄をしたと虚偽の事実を発表されて名誉を棄損した、とS教授とT教授に損害賠償を請求して提訴したが、敗訴した。

(7) 事例7は、東京大学・大学院・工学系研究科のT教授とK助手が12論文で研究不正（捏造）を行ったのではないかと、という疑いが指摘され、調査が進行中というものである。発端は「実験に再現性がない」という指摘が相次ぎ、2005年4月に日本RNA学会が東大に調査を依頼したことだった。調査対象は12論文（うち撤回2論文）で、実験記録・試料の提出がT教授とK助手に要請されたが、実験ノートや実験の生データはともに提出されなかった。12論文のうち再実験が容易と見られる4論文について再実験が要請されたが、再実験データなど実験結果の裏付けとなる資料は未提出である（2005年末）。

T教授は産業技術総合研究所・ジーンファンクション研究センターのセンター長を兼務しており、その下でK助手は協力研究員であった。産総研は、東大の調査開始を受けて、

産総研関係の10論文を対象にして独自調査を開始した。K氏については、研究記録を殆ど保存していないこと、実験結果を系統的に裏付ける資料を提出できないこと、論文作成過程でT氏と生データで議論しなかったこと、試料の作成法についてT氏と異なる説明をしたこと、これらにより研究不正が否定できないと判断された。また、T氏については、自らは実験しなかったこと、直接的な研究不正の有無は判断できないが論文責任者として生データでの議論や実験記録の保存などで適切な研究管理を怠り責任を果たさなかったことが認定された。こうして産総研の調査では、1論文以外で不正の疑いあり、という結果となった。産総研は、論文「取り下げ」を責任者T氏に勧告する、関連特許について効果を保証できないものは取り下げ・放棄を検討する等の対応を決めた（2006年3月）。

この事例7は研究指導者のメンタリングが不適切だった点で事例6と共通性がある。

(8) 事例8は、京都大学・大学院・農学研究科の教授が論文盗用とアカハラ（研究妨害など）を行っていたというものである。被害者は部下の女性・助手である。林業経済学会で盗用が問題になったのが発端で発覚した。教授は、研究の主たる寄与者は自分である等と主張する文書を学内外に配布した。しかし京都大学は、研究成果「搾取」とアカハラ（論文作成妨害、数年にわたる厳しい叱責や過剰な仕事の押しつけ等）を認定し、停職3カ月とした。また、『林業経済研究』2003年3月号に掲載された盗用論文は取り消された。

(9) 事例9は、概観（その1）で既に記した旧石器捏造事件である。新規なことは二つあり、一つは、定款の目的を達成できる見通しがない（理事長）などのため東北旧石器文

化研究所が解散したことである。もう一つは、2004年3月末から4月初めに国際的な説明も終えたことにより予定の任務が終了したので、日本考古学協会の前・中期旧石器問題調査研究特別委員会が学会総会で最終報告を行って解散したことである。

なお、日本考古学協会は、この旧石器捏造事件を受けて、2006年5月の総会で倫理綱領を制定した。

(10) 事例10は、中央大学・法学部のK教授が、盗用疑惑のため、つまり、著作2点で、複数箇所引用を明記しなかった、表現が酷似していたところが数十カ所に及んだ等々が、被害者（上智大学名誉教授）の指摘で発覚したため、職務停止3カ月の処分を受けた、というものである。K教授は、問題の2著作を絶版とし、3学会の理事を辞任した。

以上の事例では、不正確認6件のうち、機関による不正行為者の処分などは、謝罪1件、停職4件、退職1件などとなっている。また、問題となった論文などの扱いは不正確認6件について、論文「取り下げ」「削除」など5件、著作絶版1件となっている。不正行為者の処分について概要（その1）と比べると、概要（その1）では不正確認9件中5件（56%）で不正行為者が職（地位）を失う結果であったが、本稿の事例では、不正確認6件中1件（17%）で職（地位）を失う結果となっており、相対的に処分が緩くなっているように見える。

### その他の研究不正

重大な研究不正にはあたらぬ研究不正10件は、「表3：その他の研究不正の事例」にまとめてある。

(1) 事例1は、1999年7月に米国・オハイ

オ州のクリーブランド・クリニック財団ラーナー研究所に務めていたO氏が、同研究所をやめて理化学研究所に移る前に、研究試料を無断で持ち出して破壊・廃棄したと米国・経済スパイ法違反に問われた、というものである。O氏は、米国で2001年5月に起訴されたが、既に日本に帰国していたため、米国は身柄引き渡しを日本に求めた。理研は調査の結果、この件に理研は全く関わりがないと発表した。これは、遺伝子スパイ事件とも呼ばれたが、意外な結末となった。東京高裁で、米国への身柄引き渡し審査が行われた結果、米国の要件を満たさない（有罪になる見込みがない）ので身柄を引き渡さない、という決定が下された。高裁決定では、O氏があげた理由、つまり、自分が行ってきた研究を乗っ取られたくないため、後輩に研究を続けさせないため、という説明は説得力がある、と判断された。もし、そうだとすれば、O氏は部下の研究者に対して研究妨害——O氏の弁護士の表現を借りれば「幼稚な嫌がらせ」——を行ったということかも知れない。

ところで、この事件と関連して、O氏に協力したS氏（元カンザス大学・助教授、司法取引で罰金刑）は、事件に巻き込まれたため研究者の道を絶たれた、とO氏に損害賠償を請求した。両者は和解したが、和解内容は公表されていない。

(2) 事例2は、大阪大学・医学部・付属病院の教授（60）ら5人（臨床試験医師）が、阪大発企業から未公開株を取得したが、その企業に関わる臨床試験を担当したというものである。つまりこれは「株式保有者による臨床試験」であり、研究への信頼性に疑問が抱かれる代表的な利益相反ケースである。これは、利益相反問題が日本でも浮上した最初の

例かも知れない。大阪大学は、ガイドライン作りの委員会を設置した。

毎日新聞などによれば、米国では1999年の事故後に、株式保有者による臨床試験は、学会や大学で利益相反のため禁止された。厚生労働省が2003年7月に施行した倫理指針には、そのような米国ルールはないということである。教授らは事前に、株の保有を被験者に説明せず、学内の審査委員会にも報告せず、また、世界医師会が定める倫理指針「ヘルシンキ宣言」（2000年10月に米国の事故を受けて修正）に違反していたという。厚生労働省は、対応を検討するため、事実関係の調査を始めた。一方、文部科学省は、企業側から事前相談があり、大学の評価委員会がデータ評価するため適切と判断したという。

毎日新聞によれば、科学技術・学術審議会が2002年11月に各大学に利益相反ルールの策定を要請した。そこで毎日新聞は、国立89大学を対象にルールの整備状況をアンケート調査した。89大学から回答があり、策定済み6大学、策定中44大学、教育10大学は予定なしという結果だった。医学部のある国立42大学ではルールなしが40校で、24校が策定中か検討予定ということである。

(3) 事例3は、環境省・アスベスト（石綿）の健康影響に関する検討会の座長を引き受けたS氏（慶応大学名誉教授、労働衛生調査分析センター所長）が、業界団体・日本石綿協会の関係者だったので座長を辞任したというものである。S氏は、日本石綿協会の顧問をつとめ（1985～1997年）、同協会の石綿PRビデオに出演し（1994年）、同協会主催の座談会「石綿の安全使用は可能か」で司会をつとめた（1992年）。記事によれば、PRビデオでS氏は、きちんと管理すれば安全に使えるの

で問題ないという「管理使用」の立場をとっていたようである。辞任理由は、利益相反問題の未然防止のように見えるが、もしかすると、経歴から座長にふさわしくないと批判されたため辞任したのかも知れない。

(4) 事例4は、産業技術総合研究所の研究職員3人（研究ユニット長級職員2人、研究チーム長級職員1人）が、利害関係者・企業から未公開株を取得したというものである（国家公務員倫理法などに違反）。この件は産総研の定期的内部調査で2003年末に判明した。一般に、利害関係者から未公開株を取得することは、研究の信頼性を失わせる行為とされ、利益相反の代表例である。

(5) 事例5は、国立感染症研究所が、遺伝子組み換えマウスを約950匹購入し、文部科学大臣に無届けで、ポリオワクチン検定試験の研究に使用した（無届け実験、遺伝子組み換え規制法違反）というものである。厚生労働省は、実験停止、マウス処分、及び、再発防止策の報告を行うように指示した。一方、文部科学省は、実験の一時中止、及び、再発防止策の報告を行うように指示した。

(6) 事例6は、21世紀COEプログラム（「等式が生む数学の新概念」、3年で約1.5億円交付）で、研究グループの主要な研究者であるF教授が、研究費の申請書類で自らの研究業績を水増ししていた、というものである。具体的には、研究業績として書き込んだ8論文のうち3本が「掲載予定」とされたが、実は掲載されなかった。この件を名古屋大学は重大な誤記載と考えた。また、関連して別の教授1人も同様に論文1本が未掲載と判明した。大学はF教授を訓告処分とし、COE事業推進担当者から解任した。また、COEを返上し、補助金（年度後期分）を辞退した。

表3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など 研究員・O (43)	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	1999年7月	米国・オハイオ州のク リーブランド・クリニッ ク財団ラーナー研究所	研究員・O (43)	米国・経済スパイ 法違反（試料の無 断持ち出し等）	米国への身柄引き渡 し審査で引き渡さな い決定	20040101読W、31毎W、0201朝W、02朝W・読W・毎W、 03読W、04朝W・読W、0310朝W・読W・毎W、28読W、 29朝W・読W・毎W、30読W、0420毎W、1124読W、 0824毎W・朝W・読W、0917毎W、20061031朝W・読 W
2	2000年株 2001年以降臨床 試験	大阪大学・医学部・付属 病院	教授 (60) 試験医師	利益相反 (株式保 有者による臨床試 験)	ガイドライン作りの 委員会設置 (大阪大 学)	20040612朝W・読W、13朝W、12毎W、14毎W、30毎W、 0709毎W、13毎W、阪大発企業から未公開株を取得し た5人が臨床試験
3	2005年8月11日 (辞任)	環境省・アスベストの健 康影響に関する検討会	座長・S (慶応大学名誉 教授、労働衛生調査分析 センター所長)	利益相反 (疑い)	座長を辞任 (利益相 反を未然防止?)	20050801読W・毎W・朝W、座長は業界団体・日本石 綿協会の関係者、顧問1985～1997年、石綿PRビデオ 出演1994年、座談会の司会1992年
4	2001年 (1人) 2003年 (2人)	産業技術総合研究所	研究職員3人 (研究ユニッ ト長級2人、研究チーム 長級1人)	利益相反、国家公 務員倫理規程違反	株返還、減給1割1カ 月1人、戒告2人	20040618読W・朝W、利害関係者・企業から未公開株 を取得、産総研の定期的内部調査で2003年末に判明
5	2004年3月～ 2005年4月	国立感染症研究所	—	無届け実験 (遺伝 子組み換え規制法 違反)	実験中止、再発防止 策の報告	20050421読W・毎W、遺伝子組み換えマウスを多数購 入し文部科学大臣に無届けで実験、厚生労働省と文 部科学省はそれぞれ再発防止策の報告など指示
6	2002年 (申請)	名古屋大学・大学院・多 元数理科学研究科	教授・F	研究業績の水増し (申請書類)	COE返上、補助金辞 退、教授は訓告と COE担当者解任	20050521朝W・毎W・読W、0630読W・朝W、0912朝W、 13読W、21世紀COEプログラムで研究チームの主要 な研究者が申請書類・業績欄を偽装
7	2000年4月以降	京都大学・大学院・工学 研究科	学位論文審査員等	研究不正指摘への 対処が不適切	表2の事例3と重複	表2の事例3と重複
8	—	大阪大学・大学院・医学 系研究科	教授・S、教授・T、特 別研究員1人	メンタリング	表2の事例6と重複	表2の事例6と重複
9	—	大阪大学・大学院・医学 系研究科	—	名誉著者	表2の事例6と重複	表2の事例6と重複
10	—	東京大学、産総研 (兼務)	教授・T	メンタリング	表2の事例7と重複	表2の事例7と重複

(注記) (1) 表3における出典記事は表2と同様に略記している。



(7) 事例7は、表2の事例3と重複しているが、裁判に訴えたということであるから、研究不正（盗用）指摘への京都大学側の対処が不適切だった可能性がある点に注目して表に記載した。

事例8は表2の事例6と、事例10は表2の事例7と、それぞれ重複している。いずれもメンタリングの面で問題があった。

事例9は、表2の事例6と重複しているが、ここでは、学生が3論文で名誉著者になっていた点に注目して表に記した。誰が学生を名誉著者にする決断・指示を行ったのだろうか。この件で大阪大学は何人かに口頭注意を与えたとのことだが、詳細は不明である。

## アカハラ

アカハラ14件の概要は「表4：アカハラの事例」の通りである。力関係で上位にある者が下位にある者に嫌がらせ等を行うパターンが大半である。概要は以下の通りであるが、アカハラ行為者への懲戒処分が重すぎると提訴する例（懲戒処分がアカハラ・パワハラになっている例：事例3と事例12）が出ていることが注目される。また、新タイプのアカハラ「知財ハラスメント」（事例5）が登場したことも注目される。

(1) 事例1は、東京大学・大学院・工学系研究科の助教授・A（36、男性）が、指導する博士課程の大学院生に対して暴言・暴力・遅刻罰金徴収などを繰り返したので、懲戒免職されたというものである。大学院生の訴えて調査した結果、遅刻罰金約10万円、けりや平手打ちの暴力行為、「研究に向いていない」等の暴言などが発覚した。また、他にも複数の被害者が確認された。管理責任を問われて、研究室責任者の教授は減給（1割3カ月）、

専攻長や研究科長は厳重注意となった。

(2) 事例2は、和歌山大学・システム工学部の教授（46、男性）が、担当ゼミの学生4人に教育的指導と称して暴力行為など繰り返したため、学生たちが人権擁護団体に相談して発覚し、停職6カ月と、新年度ゼミ生の受け入れ中止を科されたというものである。

(3) 事例3は、すぐ上の事例2と関連するもので、上の教授が原告で、重すぎる処分とアカハラ被害による損害賠償を請求して提訴した（2009年6月）というものである。訴えられたのは、和歌山大学学長とシステム工学部の前学部長である。事例2の処分は、結果的に、学生指導3年間禁止、学科長に就任させず、教授会への出席を認めず、などと強化されたようである。また、原告の教授に対して転職・辞職を促す発言が繰り返されたという。アカハラ処分などがアカハラとなった事例と見ることができる。

(4) 事例4は、茨城大学の助教授（35、男性）が、大学院生に退学を強要したり不適切な学生指導を繰り返したなど、及び、教授会無断欠席など職務専念義務違反のため、停職3カ月の処分を受けたというものである。助教授は、学生とのトラブルが絶えず、注意したが改善されなかったという。

(5) 事例5は、東北地方の大学院の教授・助教授が、指導する大学院生の研究成果を、優越的立場を利用して自分名義で特許出願したというものである。この種のアカハラ事例（大学院生からの相談）が2003年秋以降に増加してきたので、政府・知財推進本部は「知財ハラスメント」と名付けて対応策を協議し始めているという。起業を目指す理工系学生が集まる学生ビジネス研究会（BLS）によれば、過去1年で20件超の事例が寄せられてい

表4：アカハラの事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など	出典記事、及び、メモ・備考
1	2000年春～2003年11月	東京大学・大学院・工学系研究科	助教授・A (36、男性)	アカハラ（パワハラ）、暴力行為	懲戒免職	20040124読W、0316朝W・毎W、17読W、指導する大学院生に暴言・暴力・遅刻罰金徴収など、他にも複数の被害者（大学院生）を確認
2	2002年9月～2003年4月	和歌山大学・システム工学部	教授 (46、男性)	アカハラ（暴力行為）	停職6カ月、新年度セミ生受け入れ中止	20040319共W、担当ゼミの学生4人に暴力行為など繰り返す、学生が人権擁護団体に相談して発覚、教授「教育的指導だった」
3	2003年9月から数年間	和歌山大学	学長、前学部長	アカハラ処分がアカハラ	提訴(損害賠償請求)	20090626産W、原告は表4事例2の教授、学生指導3年間禁止・学科長に就任させず、教授会から排除・転辞職を促す等のアカハラ被害
4	—	茨城大学	助教授 (35、男性)	不適切な学生指導職務専念義務違反	停職3カ月	20040330共同W・毎W、大学院生に退学勧要、不適切な学生指導など、教授会の無断欠席など、学生とのトラブルが絶えず注意したが改善されず
5	—	東北地方の大学院	教授、助教授	アカハラ（知財ハラスメント）	対応策を協議(政府・知財推進本部)	20041025日経、大学院生の研究成果で特許出願する事例が増加、過去1年で20件超
6	2004年2月	九州大学・大学院(理系学部)	助教授 (44、男性)	アカハラ（理不尽な説教）	戒告	20050618読W・毎W、複数の大学院生に理不尽な叱責や長時間の説教を繰り返して精神的被害を与えた、不登校4人うち退学1人
7	2001～2005年	香川大学・大学院・教育学研究科・美術教育専修	教授 (53、男性)	不適切な授業、さまざまな教育・指導	停職3カ月	20051014読W・毎W、20060729朝W・毎W、中国人留学生の訴えで調査、留学生を含む6人に不適切な授業などが判明
8	—	京都大学・大学院・農学研究科	教授 (60、男性)	研究妨害など	表2の事例8と重複	表2の事例8と重複
9	1982～2004年	九州大学・大学院・人文科学研究科	教授 (58、男性)	アカハラ、セクハラ	諭旨解雇	20040416朝W、1125共同W、26朝W・東京W・毎W・読W、合計56人・137件の被害訴え、アカハラ57件・セクハラ3件を確認
10	—	北海道大学	教授 (40代、男性)	セクハラ、アカハラ	減給3カ月	20040928読W、被害者は女性職員（秘書）、言葉によるセクハラ・アカハラ（パワハラ）、被害者が学内窓口に相談して発覚、被害者は他部署に周旋
11	2003年春頃～	東京大学・総合文化研究科	教授 (50代、男性)	セクハラ、アカハラ	停職2カ月	20041224朝W・読W・毎W、指導する女子学生に私的海外旅行に同行するよう執拗に求める等々、被害者配慮を理由に匿名発表
12	1999年5月	お茶の水女子大学	同大学	セクハラ懲戒処分が過重	100万円支払い命令	20050407毎W・朝W、0627読W・毎W・朝W、原告の教授はセクハラを否認して提訴、判決はセクハラを認定、処分期間が長すぎたと指摘
13	2004年2～6月	同志社大学・大学院・文学研究科	教授 (60代)	セクハラ、アカハラ（暴力行為）	和解（謝罪と150万円の支払い等）	20050715読W、20080807京都W、08産W、被害者は社会人入学の女性、大学側は口頭注意だけで適切な対応せず、指導教授と大学を提訴
14	1999年7月	米国のラーナー研究所	研究員・O	研究妨害	表3の事例1と重複	表3の事例1と重複

(注記) (1) 表4における出典記事は表2と同様に略記している。

るという。経済原理や成果主義が大学に入り込む中で、新たなアカハラ「知財ハラスメント」が顕在化しつつあるように見える。

(6) 事例6は、九州大学・大学院（理系学部）の助教授（44、男性）が、複数の大学院生に理不尽な叱責や長時間の説教を繰り返して精神的被害を与えたため戒告処分を受けたというものである。不登校4人うち退学1人などの被害が出た。上司の教授は監督責任で訓告となった。

(7) 事例7は、香川大学・大学院・教育学研究科・美術教育専修の教授（53、男性）が、大学院生の指導や授業がずさんなため、停職3カ月の処分を受けたというものである。この件は中国人留学生の訴えがきっかけで発覚した。すなわち、指導教授が授業受講を妨害する、授業で中国人に不快感を与える等、改善して欲しい、と香川県弁護士会に人権救済を申し立てたことが発端だった。大学の調査の結果、留学生を含む6人に不適切な授業・指導をしていたことが明らかになった。監督責任で学部長は訓告、教育担当理事は役職辞任となった。

(8) 事例8は、表2の事例8と重複しているが、京都大学・大学院・農学研究科の教授（60、男性）が、研究不正（盗用）の他にアカハラ（研究妨害など）が認定されて停職3カ月となったというものである。

(9) 事例9は、九州大学・大学院・人文科学研究科の教授（58、男性）が、大学院生・学部生・卒業生の男女40数人の連名による被害の訴えをきっかけとして調査した結果、多数の被害が確認できたので論旨解雇となったというものである。被害の訴えは追加されて合計56人・137件となり、アカハラ57件・セクハラ3件が認定された。約20年にわたって

アカハラ・セクハラが継続できたのは何故か、目下のところ不明である。

(10) 事例10は、北海道大学の教授（40代、男性）が、女性職員（秘書）に言葉によるセクハラ・アカハラを繰り返したので、減給3カ月の処分を受けたというものである。被害者が学内窓口に相談して発覚した。被害者は他部署で働けるように周旋された。

(11) 事例11は、東京大学・総合文化研究科の教授（50代、男性）が、指導する女子学生にセクハラ、アカハラを繰り返したので、停職2カ月の処分を受けた、というものである。教授は、指導する女子学生に私的海外旅行に同行するよう執拗に誘い、拒絶されると侮辱的言葉で非難を繰り返した。また、女子学生が指導教員を変えた後は「自分の指導下に戻らないと学位が取得できない」などと繰り返し電子メールを送った。こうした行為のため学生は不眠に追い込まれたという。

(12) 事例12は、お茶の水女子大学・大学院・人間文化研究科の教授（58、教育方法学）が、セクハラ加害を認定されて損害賠償230万円の支払い命令を受けた件に関するものである。被告の教授は被害者の原告（韓国人・女性・留学生）に、博士課程試験は「自分が不合格にした。来年は入れたい」と話し、2人で飲食したホテルでキスしたり胸を触ったりしたという。

このセクハラ加害の件で教授は大学から3カ月の停職と約3年の教育活動・大学運営参加「停止」の懲戒処分を受けた。しかし教授は、加害を認めず、処分取り消し等を求めて大学を提訴した。裁判判決は、教授のセクハラ行為を認定したが、「停止」期間が長すぎた（約2年で十分だった）と、大学に100万円の支払いを命じた。これも懲戒処分が重すぎる

点が問題となったアカハラ事例であろう。

(13) 事例13は、同志社大学・大学院・文学研究科の教授（60代）と同大学が、セクハラとアカハラ（暴力行為を含む）の被害者から提訴されたが、被告側が謝罪すること、また、連帯して150万円支払うこと等で和解したというものである。被害者は社会人入学の女性で、女性が被害を訴えた際、大学側は口頭注意だけで適切な対応をしなかったため、被害者は、指導教授と大学を提訴した。

(14) 事例14は、表3の事例1と重複しているが、米国・経済スパイ法違反（遺伝子スパイ事件）ではなく、実は研究妨害が動機・目的だった、という点に注目して表に記した。

## セクハラ

セクハラ事例の大部分は、概観（その1）で見たように、次の点が共通している：(1) 加害者は上位者（教授・助教授など、男性）、被害者は下位者（学生・大学院生・職員、女性）である；(2) 加害者に対する所属機関の処分は、懲戒解雇や諭旨免職などの厳しいものから戒告などの軽い懲戒処分まで、幅が広く様々である；(3) 記事や機関発表では、被害者のセクハラ二次被害を防ぐため加害者・被害者の氏名など詳細が伏せられている。

そのため、重複している可能性があるが、全35件（35人）の加害者の処分状況は、懲戒解雇・諭旨免職など10人、停職15人、減給3人、訓告2人、その他5人などである。被害者に損害賠償を払ったケースは3人である。また、懲戒処分が決まる前に加害者が依願退職して処分を免れたケースや、解雇より軽い処分が決まった後などに依願退職したケースが、合計7人である。なお、これらは、セクハラと他の問題が重複して処分されたケース

7件を含む。

山形大学では、2004年にセクハラ問題で5人の教員が立て続けに処分を受けたが、加えて、その5人のうち2人は、工学部長が主導して、示談が成立したことを理由に、学内の手続きに従わず、正式な処分の前に依願退職させたように見えるケースだった。そこで、教員有志が中心となって「セクハラ問題を考える会」が結成され、説明などを求める署名が集められ、学長に提出された。文部科学省も隠蔽の疑いがあると山形大学に報告を求める事態となった。

## 不適切な実験管理

不適切な実験管理に分類すべき事例は、表1では7件としたが、文部科学省の通達1本で同じような問題が多数の機関で出てくる場合もあるので、機関数で見れば数百となり、個々の問題事例を個別に数えると1000を軽く上回る数となる。

表1の7件をめどに事例をあげると次の通りである：(1) 実験室から出火1件；(2) 大学の医学部や歯学部（延べ106校）でホルマリンによる健康被害1015件（医学部778件、歯学部237件）。解剖実習でホルマリン使用による学生の健康被害が発生していることが文部科学省の調査で判明した。中には化学物質過敏症で退学したケースもあった；(3) レーザー光の発生原理を教える実習中に、光線が学生の目を直撃し、網膜が焼けて視力が大幅低下する事故1件。目を守るゴーグルは装着していなかった；(4) 東京大学・医学部・付属病院で、放射性物質の管理がずさんことが判明したため、文部科学省が全国の多数の研究機関や事業所に、放射性物質の管理状況の総点検と報告（2004年7月）、再点検（同

年11月)を求めた；(5)厚生労働省が、ウイルス・細菌・毒素を診断や研究のため保有する587機関を対象として調査した結果、283機関で「保管場所未把握」や「管理マニュアルなし」だったため、改善を求める通知を行った；(6)岡山大学で、国の使用許可がない試薬びん入りウラン化合物が計2本見つかった(原子炉等規制法違反)；(7)前述の(4)や(6)を受けて、文部科学省が2005年2月に多くの機関に再点検を要請した結果、放射性同位元素(RI)が約90件、核燃料物質が10件以上、見つかった。これらは殆どが実験試薬の残りとして長年放置されていたものだった。

実験に使われた放射性同位元素(RI)や核燃料物質の残りは、記事によれば、回収の仕組みがないため長年にわたって放置されていた。最近では、RIの残りは日本アイソトープ協会が受け皿となって回収しているが、核燃料物質の残りは、所有者が原子炉等規制法に基づく使用許可を得た上で管理するので、手間と金がかかるという。もし今でもそうならば、RIの場合のような回収の仕組みを核燃料物質についても検討するべきかも知れない。

## 研究費不正

研究費不正の良くあるケースは、概観(その1)で述べたように、科研費などを獲得したが余ったので、本来なら返還しなければならないが、大学院生などへの架空の謝金を返還してもらい、架空の請求書・領収書を業者に発行してもらい、同じ領収書を2枚つくらせて海外出張費を二重に受給する等々の手法で、科研費残金をプールし(資金を機関から引き出し)、別の研究や研究室の諸経費などに流用する、というものである(補助金適正化法違反などの疑い)。発覚すると、場合に

よっては全額に利息を加えた金額の返還が機関(及び当事者)に請求される。

表1の15件のうち、私的流用(の疑い)事例は、5人6件である。そのうち、北海道大学の高額な備品を同大学の教授が外国の大学に販売して私的に着服した事例が金額では目立っている。教授は、問題発覚後に大学を辞任し、大学と約1850万円の返還などで和解した(損害賠償訴訟)。

私的流用がないケースに、東京大学の副学長が自らの研究費不正で、副学長を辞任し、停職3カ月の処分を受けた事例などがあるが、東京慈恵会医科大学の事例は最も目立っている。この事例は表1の件数としては1件としたが、結果的に、計251件・総額4億円超の研究費不正が判明し、教授から事務職員まで10数名が懲戒解雇その他の処分を受けたからである。同大学では、事務局も含めて組織ぐるみで研究費不正を行っていた。

## 医師の名義貸し

大学医学部・医局などに在籍する医師の「名義貸し」問題や医師の派遣先病院・自治体などからの不明朗な寄付金等の問題については、前者について、文部科学省が調査した結果、51大学・延べ1161人が名義を貸していたこと等が判明した(2004年1月)。表1の名義貸し51件はこの大学数である。医師の名義貸しは診療報酬の不正受給につながるため、文部科学省は各大学に名義貸し根絶を求める通知を出した。

その後、厚生労働省は、医師の名義貸しの実態解明を試みたが、作業は難航した。というのは、「文科省の調査は非公開が前提だったから応じた」と各大学が抵抗したからである。名義貸しや医師派遣の問題は、研究を含む医

局の運営費や地方の医師不足、若手医師の育成の問題などが絡んで複雑である。ここでは、医師派遣の見返りを受け取ったという受託取賄罪の疑いで広島大学・医学部の教授が逮捕されたこと（2005年3月）、医師の名義を借りた医療機関が診療報酬の不正受給や健康保険の不正交付などで社会保険事務局などの立ち入り検査を受けたといった報道が目立つようになったことに触れるに留める。

### 法律・条例違反、医療ミス、その他

法律・条例違反、医療ミス、その他は、研究不正と余り関わらないので、簡単に触れるに留める。

表1の法律・条例違反32件の内訳は様々であるが、著作権法違反でファイル交換ソフト（Winny）開発者・K氏が2004年5月に逮捕され、起訴されたことが注目される。K氏は、2009年に高裁で逆転無罪となったが、大阪高検は上告している。

表1の医療ミスなど9件については、依然として、東京女子医科大学（病院）の手術ミス隠蔽・証拠隠滅事件と、東京慈恵会医科大学・附属青戸病院の業務上過失致死事件が目立っている。

表1のその他15件の内訳も様々であるが、学内の試験問題を漏洩した事例（産業医科大学）と、卒業試験を漏洩したうえ有料で個別指導し1200万円を取得した事例（埼玉医科大学）には驚いた。学生の個人情報がネット経由で漏洩したかも知れないという事例が1件登場している。東京医科大学の元助教授が、研究に使用すると偽って、同病院から患者の個人情報を提供してもらい、自分の開業案内の郵送に利用したという事例もある。研究のために患者の個人情報を提供してきた慣例が

悪用された事例である。

国立大学の法人化と関連して、危険な化学実験室（労働安全衛生法違反）を改善するため政府が緊急支出を行うというものや、広島大学が労働基準法違反のため労基署から改善指導を受けたというものがある。

その他のうち、注目すべきは、科研費や大学開設などの申請書など（例えば個人調査の業績欄）に虚偽が記載されていたような事例であろう。科研費の事例については、表3の事例6で既に触れた。ほかの例をあげると、大学開設（東北文化学園大学）、学科新設（新潟経営大学）、法科大学院設置（信州大学）、学部設置（山口県立大学）、助教授昇任（高知大学）、私立学校施設整備費補助金（浅井学園大学・同短期大学）という事例がある。このうち、山口県立大学の事例では、学長が、10年以上前の学部設置申請の際に教員個人調査に発表予定と記した論文が未完成・未刊行のまま推移したため、「個人の怠慢であり、弁明できない」と辞任した。このような事例が続発したため、文部科学省は、一定期間認可しないなどの罰則を新設する方向を打ち出した。

認定内科医の試験を受けるため、研修記録を偽造したという事例が2件ある。日本医科大学・助教授の場合、同大学を論旨解雇となり、日本内科学会の認定医も取り消された。順天堂大学・講師の場合、認定内科医と認定内科専門医の2資格を取り消され、受験停止3年を日本内科学会から言い渡された。

### まとめ

ここでは、概観（その1）と比較して、注目される点について触れたい。

重大な研究不正に対する処分は、概観（そ

の1)と比較して、緩和されたように見える。むやみに重い処分を科して研究者生命を絶つよりは、研究不正の防止対策を講じて研究能力を活用する方が得策だ、という傾向が出てきつつあるのだろうか。それとも単に、処分が重すぎたので修正したということなのだろうか。研究不正に対する量刑の問題は、我が国では余り議論されていないように見えるので、検討課題になる可能性がある。

関連して、例えばアカハラの処分が重すぎると問題になった事例が登場したことや、セクハラの処分の幅がたいへん広いことを考えれば、研究不正に限らず、適正な量刑の問題があるように思われる。

新しいアカハラとして「知財ハラスメント」が登場したことは、大学などアカデミズムの場に経済原理や成果主義がいつそう深く入り込んできたことを示すように思われる。大学院生（ 트레이ニー、研究における下位者）の成果を搾取するような研究環境は、マイナス作用が大きいので、指導教員（メンター、研究における上位者）や大学などの機関は、好適な研究環境の整備を意識すべきである。

大学などアカデミズムの場に経済原理や成果主義がいつそう深く入り込んできたことを示す点では、利益相反の問題が我が国でも浮上したことが注目される。政府が研究者に経済への貢献という意味での成果を求めれば求めるほど、利益相反の誘因がますます強まるように見える。利益相反の問題は、米国では事件になったことでもあるし、少なくとも当面は要注意であろう。

メンタリング問題——研究の指導者と実験などの研究作業の遂行者の関係——は、チーム研究が一般的になっている今日では、重要な関心事である。専門分化が進んで指導・研

究管理が難しくなっている面もあるだろうが、例えば実験の生データを用いてメンターと 트레이ニーが議論しないようでは、研究結果は信頼されないだろう。もし多忙化が障害になっているのであれば、労働環境の改善も研究者や機関の務めだと思われる。

## 文献

- (1) 菊地重秋「我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観——新聞報道記事から（その1）——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第9号283-291（2009）。この論攷の末尾に次の文献（2）以外の文献6点が記載されている。
- (2) 米国科学アカデミー編、池内了訳『科学者をめざす君たちへ 科学者の責任ある行動とは』化学同人（第3版：2010）